

塩山 B&G 海洋センターにおける 感染拡大予防ガイドライン

(令和2年11月1日より改正)

指定管理者：株式会社フィッツ

【営業について】

(1) 営業時間

感染拡大予防のため、短縮営業をする場合があります。

(2) 休館日

- 1 月曜日（祝日の場合は翌日）
- 2 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日の日の翌日(その日が月曜日に当たるときは、その翌日)
- 3 12月28日から翌年の1月4日までの日

【3密の回避】

(1) 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- 1 換気扇の常時使用及び窓等の常時開放により、一人あたり毎時60m³の必要換気量を確保する。

○プール

利用人数の上限は 130名

床面積 977.4m²

排風機 2,670m³/h ×3

換気用窓 6

○多目的ホール（トレーニングルーム）

利用人数の上限は6名

床面積 78.7m²

家庭用換気扇 190m³/h ×2

換気用窓 2

- 2 更衣室の換気扇を常時稼働させ、窓やドアを開けるなどして換気を十分に行う。

・ロッカーは1つおきに使用を制限して間隔を空け、入室者は男女それ

それぞれ下記の通りとし、3つの密が生じないようにする。

利用人数の上限は、男女各7名

床面積 男女各 22㎡

換気扇 業務用排風機 男女各 550㎡/h

換気用窓 男子 なし、女子 2

- 3 施設は換気扇を回す、窓を開けるなどを行い、一人当たり60㎡/hの換気量を確保する。
- 4 近距離での人との接触がないよう、注意書きを掲示し、指導する。

(2) 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- 1 入場は会員または登録者のみとし、入場者数を制限する。
 - ・フロントにて入場者名簿を作成し各施設の上限を超えて入場させない。
上限 140人（従業員も含む）
 - ・新規登録者は、身分証明書（免許書など）を提示してもらい、県外に在住の者は登録できないものとする。
 - ・利用対象者は、県民に限定する。（ただし、県外の団体は、利用不可）
- 2 同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・入場時刻を入場者名簿に記載する。
- 3 人の密集を減らすために施設内の各エリアの入り口に注意書きの掲示、従業員による監視、指導を行う。

(3) 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- 1 最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。
 - ・フロントでは、待機場所を1m以上離して配置し、マスク着用を遵守する。
 - ・トレーニングマシンの配置間隔を1m以上確保し対応する。
 - ・配置間隔が1m保てない場合は台数を制限し間隔を確保する。
 - ・フリーウエイトエリア、特にダンベル周囲は1m以上の間隔を空けるよう制限する。
 - ・プール内、プールサイドでは、人と人との距離を十分に確保し、密にならないようにする。
 - ・スイミングスクールでの準備体操は、プールサイドにて間隔を広く取

り行う。

- 2 フロントは、透明ビニールカーテンで遮断する。
- 3 近距離での会話や発声を避けるよう注意書きを掲示し、指導する。

【 その他の感染防止対策 】

(1) 大会及びイベント開催

主催者側は感染予防対策を書面で提出し、感染予防が図れると判断できる場合には利用を許可する。

(2) マスクの着用

マスク着用について、従業員が遵守するとともに、利用者にも遵守させる。

- ・利用者は、入館時のマスク無しでの入館は原則禁止とする。
- ・注意書きを掲示し、トレーニング時に、マスク着用が困難な場合、必ず2 m以上間隔を空ける。1 mの距離を確保して配置しているトレーニング機材を利用の際は、1 台おきの利用とする。

(3) 手洗い・手指消毒

従業員は出勤時、トイレ使用后、施設清掃後、利用者への指導前後は必ず手洗い手指の消毒を行う。

利用者は入館時、トイレ使用后、トレーニング前後、ロッカールーム使用前に備え付けの消毒剤にて手指の消毒を行う。

(4) 体調チェック

- 1 従業員に対しては、業務開始前に検温・体調確認を行う。
(体温計は職場に用意し、必要に応じて検温する)
発熱(平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。
- 2 入場者に対しては、入場時に体調チェックを行い入場者名簿に記入する。
検温していない来場者は、その場で検温する。発熱(例えば平熱より1度以上)や軽度であっても風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、施設利用をお断りする。
- 3 厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促す。

(5) トイレの衛生管理

- 1 不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、1時間に1回清拭消毒を行う。

トイレ使用時に、便座クリーナー又は消毒液の使用を促すよう、注意書きを掲示する。

通常のトイレ清掃だけでなく、定期的な確認を行い、必要に応じて、再度清掃消毒を行う。

- 2 トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意書きを掲示する。

- 3 ハンドドライヤーの使用、アメニティ類、タオル貸し出しを禁止し、各自対応するよう注意書きを掲示し、指導する。

(6) 休憩スペースのリスク軽減

- 1 席の間隔を空けて1m以上離れて使用する（マスク着用のない場合は2m）人数を減らす。

- 2 常時玄関のドアや窓を開放し、テーブルや椅子は1時間に1回定期的に消毒する。

(7) 喫煙スペースの使用制限

施設は全館禁煙

(8) 清掃・消毒

- 1 他人と共用する物品や複数の手が触れる場所を高濃度エタノールや次亜塩素酸にて清拭消毒する。

- ・トレーニング機材、ダンベル、バーベル、マットは使用ごとに利用者が消毒し、従業員が確認する。
- ・カウンターテーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチなどは、従業員が1時間に1回消毒する。

- 2 鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に密閉して捨てる。

ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けん及び消毒用アルコール等で手を洗う。

- 3 プールの塩素（次亜塩素酸ナトリウム）の残留濃度を1時間毎にチェ

ックし、保健所の安全基準に合わせるよう衛生管理する。

4 プールから退水後は、シャワーをしっかりと浴び全身をくまなく洗う。

(9) スクールバスの送迎について

- 1 ドライバーはマスクを着用する。
- 2 車内の座席や手すりは、乗車の入れ替え時に毎回消毒液による除菌清掃を行う。
- 3 走行中は窓を可能な範囲で常時開放し、車内換気を行う。
- 4 乗車人数は、乗車定員の半分を目安とし、席の間隔を空けて着座させる。

(10) 県外在住者の利用制限

県外在住者の利用は禁止する。施設の利用は会員または登録者のみとし、入場時に必ず登録証を確認する。また、県外在住者の新規登録はできないものとする。

(11) チェックリストの作成、確認

チェックリストに従い毎日、確認を行い、1週間分を市に報告する。

(12) その他

- ・タオル等のレンタル品貸し出しは行わず、利用者は自前の物を使用する。
- ・シャワールームは常時換気扇を稼働する。
- ・シャワールームの1回の利用者数の上限は次のとおりとする。
男子2人 女子2人
床面積男女各 8.8㎡ (シャワー個数 男女各3個)
排風機 男女各 310㎡/h
換気用窓 なし (シャワー室及び便所は、更衣室に突き抜け構造)